

令和6年10月1日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社復建エンジニアリング

仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備を目的とし、次世代育成支援対策推進法に基づき、以下の通り、一般事業主行動計画を定める。

1. 計画期間

令和6年10月1日～令和8年9月30日

2. 内容

目標：計画期間内における男性の育児休業等（育児目的休暇を含む）の取得率について、80%以上を維持する。

<対策>

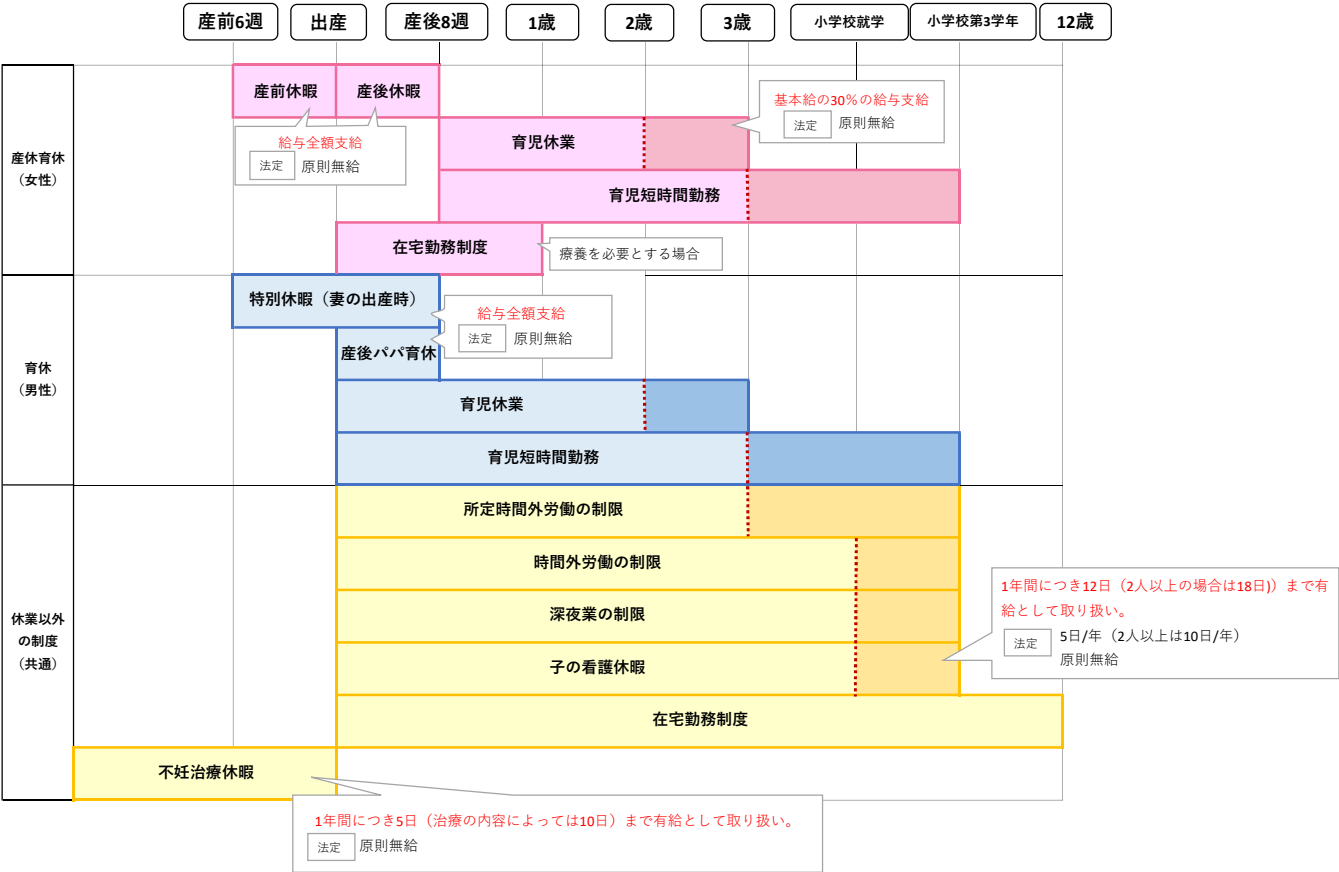
- 令和6年10月～
- ・「仕事と育児の両立支援パンフレット」を活用し、引き続き情報発信を強化する。
 - ・配偶者が出産予定の社員へ、制度の周知と併せて取得の勧奨を行う。

以 上

～当社では以下のような育児・介護に関わる制度を整えて、社員のワーク・ライフ・バランスを支援しています。～

■育児の両立支援制度

《 法定の期間を示しています。 》



■介護の両立支援制度

制度	対象者	期間	賃金
介護休業	要介護状態にある家族を介護する社員	通算186日まで 法定 93日まで	基本給の30%支給 法定 原則無給
介護休暇	要介護状態又は要支援状態にある家族を 介護する社員 法定 要介護状態のみ	1年間につき12日まで (2人以上の場合は、1年間につき18日まで) 法定 5日/年 (2人以上は10日/年)	有給 法定 原則無給
短時間勤務制度		3年間で2回まで	
所定外労働の制限		介護終了時まで	
深夜業の制限			
在宅勤務制度		最大週3日まで	